

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	常滑市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	10.11-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tokoname.aichi.jp/shisei/jyohokokai/1002380.html

執行機関名 常滑市長

障害児通所給付費等の支給に関する事務又は障害者福祉サービスの提供に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市外の障害児施設で支援を受けた障害児の保護者に対する福祉給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7,8	
③番号法別表第2の項	10,11	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		常滑市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第16の項 市外の障害児施設で支援を受けた障害児の保護者に対する福祉給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	常滑市就学前障害児福祉給付金支給要綱(平成18年常滑市要綱第17号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその <u>生活を保障</u> され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この要綱は、常滑市外の障害児施設で支援を受けた障害児の保護者に対し、福祉給付金を支給することに関し必要な事項を定め、もってその家庭の <u>生活の安定</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		常滑市就学前障害児福祉給付金支給要綱(平成18年常滑市要綱第17号)